

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 清掃施設工事 |
| (2) 件名 | リサイクルプラザ資源化施設脱臭装置・集じん装置修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市大字砂原355番地 |
| (4) 履行期限 | 令和5年6月1日から令和6年3月25日まで |
| (5) 契約金額 | 4,851,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 新明和工業株式会社
産機システム事業部環境システム本部営業部 |
| (7) 受注者住所 | 東京都台東区上野7-12-14 |
| (8) 概要 | リサイクルプラザ資源化施設脱臭装置・集じん装置修繕 |
| (9) 理由 | 特命随意契約該当理由
当業務は、特殊な機器の維持管理及び運転を熟知し、故障等の場合に迅速に対応できる信頼のある業者と契約する必要があります。また、機器の保守・修繕等に関する責任の所在の明確化を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、プラント設計施工メーカーである新明和工業株式会社産機システム事業部環境システム本部営業部を相手方として1者特命とします。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気通信工事
(2) 件 名 震度情報ネットワークシステム配線移設工事
(3) 場 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
(4) 履 行 期 間 令和5年6月9日から令和5年10月31日まで
(5) 契 約 金 額 4,675,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東日本電信電話株式会社
埼玉事業部
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-17
(8) 概 要 震度情報ネットワーク配線を、仮設配線から本設配線へと切替を行う。

- (9) 理 由 本工事は、市民協働ゾーンの工事進行に伴い、県が県内自治体等に設置する埼玉県震度情報ネットワークシステムに繋がる計測震度計等の配線が仮設置されているため本設置するものです。
計測震度計等は、県の令和4年度発注業務によるシステム再構築及び関連機器の更新、光回線化が「東日本電信電話株式会社埼玉事業部」請負のもと実施され、本市では令和5年3月に更新設置されました。
つきましては、配線移設後の機能保全及び精度維持を図り、施工責任の所在を明確にする必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、設置業者である「東日本電信電話株式会社埼玉事業部」と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事
(2) 件 名 越谷市一般廃棄物最終処分場動力制御盤修繕
(3) 場 所 越谷市大字砂原146番地1
(4) 履 行 期 限 令和5年6月23日から令和6年3月25日まで
(5) 契 約 金 額 5,390,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社
(7) 受注者住所 東京都品川区西品川1-1-1
住友不動産大崎ガーデンタワー
(8) 概 要 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備の動力制御盤の修繕

- (9) 理 由 本修繕は、浸出水処理施設の動力制御盤の低圧動力機器等の故障・老朽化による部品交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備（計装盤・現場操作盤）修繕 |
| (3) 場所 | 越谷市大字砂原146番地1 |
| (4) 履行期限 | 令和5年6月23日から令和6年3月25日まで |
| (5) 契約金額 | 5,060,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社神鋼環境ソリューション
東京支社 |
| (7) 受注者住所 | 東京都品川区西品川1-1-1
住友不動産大崎ガーデンタワー |
| (8) 概要 | 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設電気設備の計装盤・現場操作盤の修繕 |
| (9) 理由 | 本修繕は、浸出水処理施設の計装盤・現場操作盤（処理槽、調整槽、薬品室）のランプ等の故障・老朽化による部品交換であり、機器等の故障等に関する責任の所在の明確化を図るために、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、水処理施設の設計・施工業者であり、かつ保守管理業者である株式会社神鋼環境ソリューション東京支社に、特命随意契約を締結するものです。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 下水道マンホール蓋交換工事（越谷第八処理分区）5-1
(3) 場 所 越谷市流通団地二丁目地内
(4) 履 行 期 間 令和5年6月23日から令和5年9月29日まで
(5) 契 約 金 額 2,475,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 有限会社杉本土建
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山2059-1
(8) 概 要 マンホール蓋交換 9箇所
付帯工 1式
(9) 理 由 本工事は、越谷・松伏水道企業団発注の舗装工事と一連で作業することにより、工期の短縮・円滑な施工・安全性を確保できるとともに、経費の合算により28,600円削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、上記の舗装工事の受注者である有限会社杉本土建に特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）
(2) 件 名 第二学校給食センター柱改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大杉470番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月19日から令和6年10月15日まで
(5) 契 約 金 額 1,843,600 円(税込み)
(6) 受 注 者 越谷建築設計監理事業協同組合
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-15-57
- (8) 概 要 委託目的：本業務は、鉄骨梁を受けている柱の柱梁接合部の補強改修工事（柱：5箇所、鉄骨受け10箇所）について工事の監理を行うものであり、第三者の高度な専門的知識、技術及び経験等によらなければ目的達成が困難であるため、委託するものです。
- (9) 理 由 執行方法：自治令第167条の2第1項第2号
特命理由：本業務は、「第二学校給食センター柱改修工事」の工事監理を委託するものです。本工事は、柱梁接合部のコンクリート欠損によって低下した構造耐力を復旧させるものであり、本市において前例がなく、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術等が求められます。また、コンクリート強度の試験結果やコンクリート欠損状況を詳細に検討した上で実施設計を行っております。それらを熟知しており、構造上の配慮や問題点等に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し、実施設計を行った「越谷建築設計監理事業協同組合」を特命とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建設コンサルタント（登録有） 下水道部門
(2) 件 名 左敷田ポンプ場増強実施設計業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字南荻島610番地1外
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月27日から令和6年3月15日まで
(5) 契 約 金 額 27,830,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 N i X J A P A N株式会社
埼玉営業所
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市浦和区東仲町3-14-1
03
- (8) 概 要 増強実施設計 一式
測量調査 一式
地質調査 一式

- (9) 理 由 特命随意契約該当理由
今回の実施設計業務は、令和3年度に実施した基本設計業務の設計思想や条件、調査・検討内容等を十分に把握し整合を図りながら、構造物の基礎杭や公園内及び既設電気室への機器配置等を決定し、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等を作成しなければならない。
(株)新日本コンサルタント埼玉営業所は、本実施設計業務の基となる基本設計業務を受注し、作成している会社のため、施設の条件、調査・検討内容等を十分に把握していることから他業者と比べ、基本事項の確認、計画設計協議等における作業効率の向上、設置条件及び既設設備と増強設備の取合い等も十分に考慮することが可能であるため、円滑かつ適正な履行を確保するうえで有利と認められるほか、経済的にも下水道設計標準歩掛表等を用いて積算した場合に比べ、設計額で20,798,800円削減することができます。また、浸水被害の軽減の為、早期に施工に向けた準備をする必要があります。
これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により(株)新日本コンサルタント埼玉営業所と特命随意契約するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）
(2) 件 名 越谷市立大袋小学校外構等改修工事監理業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大竹147番地
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月28日から令和6年3月25日まで
(5) 契 約 金 額 4,785,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東武建築企画株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市弥生町2-17
飯島ビル4階
- (8) 概 要 委託の概要：
・西大袋土地区画整理事業に伴い、越谷市立大袋小学校の外構等改修工事の監理業務を委託する。
【工事概要】
・既存外構解体（プール・遊具・囲障・防火水槽を含む）
・既存樹木伐採伐根
・造成工事
・囲障工事
・舗装工事
・ゴミ置場設置工事（鉄筋コンクリート造、平屋建て、延床面積10m²程度）
・防火水槽設置工事（60m³×2基）

委託の理由・目的：
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 特命の理由：
本業務は「越谷市立大袋小学校外構等改修工事」の工事監理を委託するものであり、施工方法や工程管理等について専門的知識及び高度な技術が求められます。
本工事は、西大袋土地区画整理事業に伴う小学校の大規模な改修工事であり、学校の運営状況や利用者等に配慮した実施設計を行いました。それらを熟知しており、設計図書と現場との相違・問題点に迅速かつ正確に対応可能な業者と契約する必要があることから、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により、これらの条件に該当し実施設計を行った「東武建築企画 株式会社」を特命とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 建築コンサルタント（登録有）
(2) 件 名 （仮称）共同消防指令センター建設工事試掘調査業務委託
- (3) 場 所 越谷市大字大泊309番1 外3筆
- (4) 履 行 期 間 令和5年6月29日から令和5年8月15日まで
(5) 契 約 金 額 1,100,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社慎建築設計事務所
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市相模町1-31
- (8) 概 要 **【委託の概要】**
（仮称）共同消防指令センター建設工事に伴う試掘調査業務を委託する。
調査箇所（掘削深さH4.5m） 8.00箇所
【委託の理由】
本業務は、専門家の高度な知識及び技術等を必要とし、業務の効率的、効果的処理が図られると認められる業務であるため。
- (9) 理 由 ○特命随意契約理由
本業務は、（仮称）共同消防指令センター建設工事における敷地の試掘調査業務を委託するものである。
試掘調査により地中障害物を確認した場合、早急に建設工事に有効な試掘調査位置の再検討を行い、建設工事に関連する設計図書の作成等を要することになる。
しいては、（仮称）共同消防指令センター建設工事の設計内容を熟知し、専門的知識及び技術等を有するものが調査を行う必要性が生じる。
以上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記の条件に該当し「（仮称）共同消防指令センター建設工事設計業務委託」を受注した「株式会社慎建築設計事務所」と特命随意契約するものである。